

抹消の理由及び再登録の理由書

2022年4月12月11日

税理士会会長

氏名

記

抹消の理由

将来、個人事務所として独立したとしても積極的に税務業務を行う予定はなかったが、沖縄移住時に転職した税理士法人の方針で税理士登録を勧められ、退職後に本永敬三公認会計士税理士事務所を設立しました。しかし、金融検査官時代に気づいた「地域の中小企業・小規模事業者の経営改善支援ができる会計事務所が多くない」という深刻な課題を解決するため、経営改善支援に取り組める沖縄県中小企業再生支援協議会に勤務しスキルアップしたのち完全に独立しました。また、沖縄税理士会会員に広報部と調査研究部への入部を依頼され、社会貢献という気持ちで営業活動時間もプライベート時間も犠牲しながら会務に協力してまいりました。その後、経営改善を中心に行う ReHug 株式会社を設立し、地域の中小企業・小規模事業者の経営改善支援を注力する時間を確保するためにも、税務業務は全く行っておらず税務業務部門は売上ゼロで会費を支払うと赤字部門であり、税理士会の会務の時間を確保することができない等の理由で登録抹消いたしました。

なお、抹消後、本日に至るまでの期間、税理士法第2条において定める「他人の求めに応じ、租税に関して、次に掲げる事務を行うことを業」とする「税理士業務」は全く行っておりませんし、再登録完了まで引き続き「税理士業務」は行いません。

再登録の理由

2023年3～5月ごろからコロナ関連融資の返済が始まるコロナ禍でダメージを受けた地域の中小企業・小規模事業者の事業継続につながる経営改善を支援し、取引金融機関に金融支援を求めるために提出する経営改善計画の策定支援のためには、最低限、直近の損益状況、資金繰り状況をリアルタイムに把握する必要があり、数字に表れないビジネスモデルの理解、経営難に陥った課題や原因の把握、改善のための具体的な行動を考えて決めてもらう支援の時間を確保するためにも、経理業務の効率化を実現できるクラウド会計の導入支援に注力しております。

一方で、2023年10月から開始されるインボイス制度は取引関係に影響を与え、経理業務の負担を大幅に増加させ、2024年1月から始まる「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務」は、「従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。」（引用：お問合せの多いご質問(令和3年11月補4 一問一答【電子取引関係】問42)とあるため、実質的に従来どおりの印刷した紙の保存でも良いように感じますが、国税庁が電子申告を推進しているように、そもそも紙を前提とした非効率的な業務からデジタル化への一步を進める良い機会であります。

上記の制度改正が与える地域の中小企業・小規模事業者の影響を軽減するためにも、クラウド会計導入支援はより一層求められ、また、税務申告書作成の知識・経験がなくとも、小規模事業者でも法人でも事業者自身が税務申告書を作成できるサービスができておりますが、税務申告書作成に不安を持つ事業者から税務業務の依頼をいただくことが多くなってきたため、税理士会に再登録いたします。

再登録後は、税理士法第1条の「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」を胸に刻み、税理士業務の中の税務代理（法第2条第1項第1号）と税務書類の作成（法第2条第1項第2号）はなるべく行わず、税務相談（法第2条第1項3号）を積極的に行うことで、納税者義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図りつつ、納税者自身が申告・納税する本来の姿に戻るための知識、経験を高めていくために、納税者自身で会計、申告、納付ができるように支援してまいります。

以上